

平成24年4月1日から

第5期『幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画』がスタートします！！

町では、平成20年3月に第4期の「幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」を策定し、介護保険事業と高齢者の保健福祉事業に取り組んできました。

市町村が3年を1期として計画する「介護保険事業計画」に併せ、介護保険事業以外の保健福祉施策全般にわたる「高齢者保健福祉計画」との整合性を図り連携して事業を推進する必要があることから両計画を一体的に策定しております。



計画策定の基本理念と目標

高齢者をはじめ、すべての町民が住み慣れた幌延町で、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、この計画の基本理念を「第5次幌延町総合計画」で示しております『健やかに安心して暮らせるまちづくり』とし、次の4点を基本目標にして計画を推進していきます。

- ① 健康づくりと介護予防の推進
- ② 地域包括ケアの推進
- ③ 介護保険事業の推進
- ④ 高齢化に対応したまちづくりの推進



介護保険料の改定

今後3年間（平成24年度～平成26年度）の介護サービスを安心して受けるのに必要なサービス量などを見込み推計しました、65歳以上の第1号被保険者の方の保険料は右表のとおりとなっており、町では低所得者の負担軽減措置として特例第4段階の設定と新たに第7段階を設定し、各都道府県においては財政安定化基金の一部を取崩し、各市町村へ交付することで保険料の上昇を抑制しております。

しかしながら、この度の改正では要介護認定者の増加や老人福祉施設の整備等による介護サービス給付費の伸びが見込まれることや、制度改正に伴う第1号被保険者の負担割合の増加などに伴い、第4期と比較して「19.5%」増の改定となり、更なるご負担をいただくこととなりますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

■介護保険料と算定に関する基準

(基準額：第4段階)

所得段階	対象となる方	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	0.50	35,400円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税の方で、前年の合計所得と課税年金収入の合計額が80万円以下の方	0.50	35,400円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税の方で、第2段階に該当しない方	0.75	53,100円
特例 第4段階	・住民税課税世帯であるが、本人は住民税非課税の方で、前年の合計所得と課税年金収入の合計額が80万円以下の方	0.87	61,500円
第4段階	・住民税課税世帯であるが、本人は住民税非課税の方で、特例第4段階に該当しない方	1.00	70,800円
第5段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得額が190万円未満の方	1.25	88,500円
第6段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得額が190万円以上400万円未満の方	1.50	106,200円
第7段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得額が400万円以上の方	1.75	123,900円

問い合わせ先 町民課保健福祉グループ 電話5-1115(内線157)